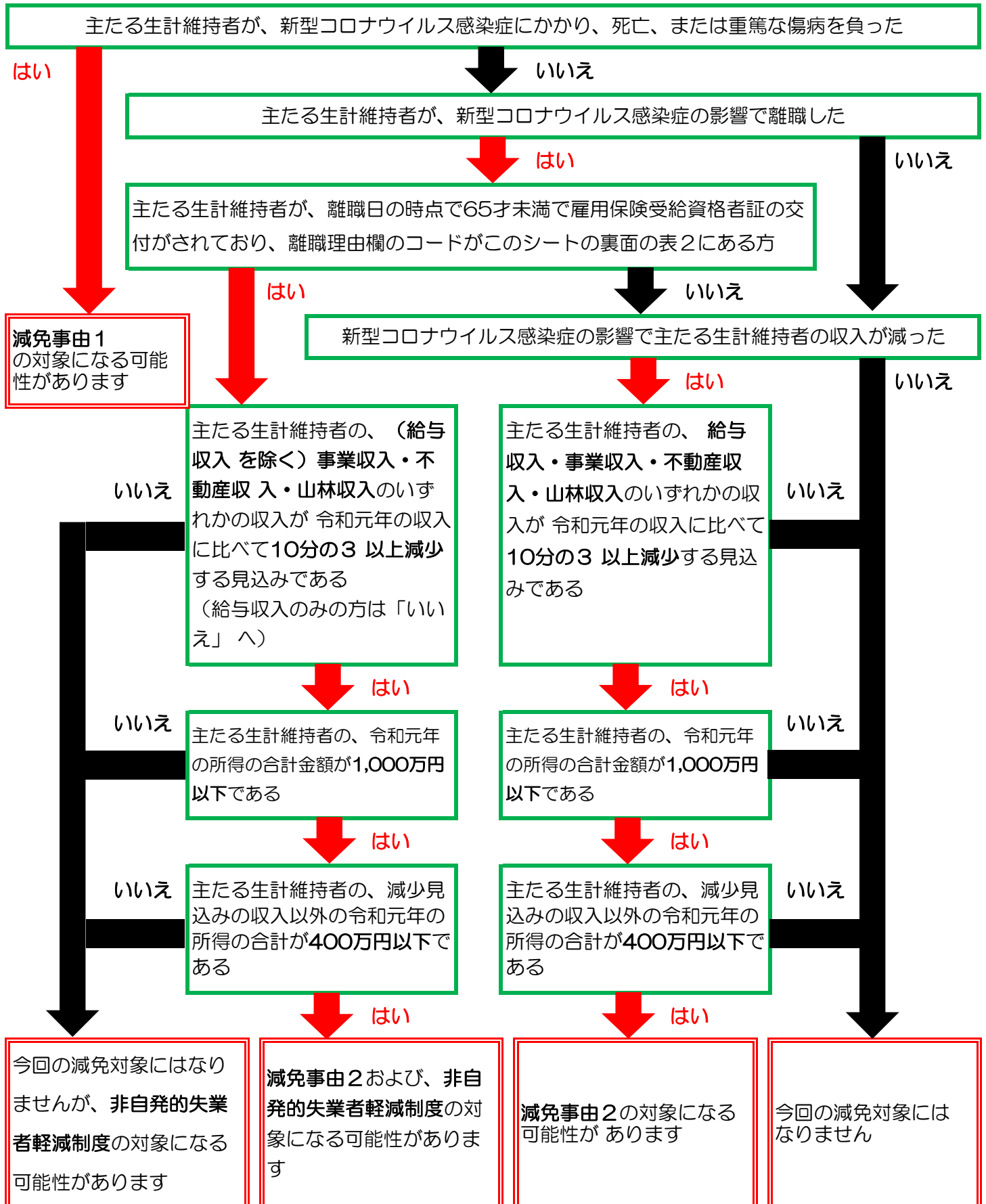


新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免 簡易判定フローチャート

※主たる生計維持者とは原則、世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）を指します。世帯主に所得が無いなどで世帯主以外の方の収入で生計が維持されている場合は、その方になります。



減免事由の詳細は裏面にあります。

減免事由1について

主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症にかかり、死亡、または重篤な傷病を負った場合に対象となります。

【死亡の場合】 死亡診断書で確認します。

死因が新型コロナウイルス感染症であることが確認できない場合は対象となりません。

【重篤な傷病の場合】 医師の診断書で確認します。

新型コロナウイルス感染症により、1か月以上の治療を有すると医師の診断書で確認できた場合に対象となります。

減免事由2について

条件1 主たる生計維持者の、令和2年の(1)給与収入・(2)事業収入・(3)不動産収入・(4)山林収入のいずれかの収入が令和元年の収入に比べて10分の3以上減少する見込み（保険金や損害賠償等で補填される金額があれば、減少額から差し引く）

【例】収入状況が以下の表1であり、補填する保険金等が無い場合

表1

		令和元年収入	令和2年収入見込み額	可否
(1)	給与収入	1,000,000	700,000	該当
(2)	事業収入	2,000,000	1,200,000	該当
(3)	不動産収入	1,000,000	900,000	非該当
(4)	山林収入	なし	なし	

- ・(1)、(2)の収入が10分の3以上減少しているため、該当となります。
- ・(3)の収入については、10分の1の減少のため、該当になりません。
- ・4種類の収入のうち、1つでも該当となれば条件1に該当します。

条件2 主たる生計維持者の令和元年の所得の合計金額が1,000万円以下である

ここでいう所得の合計金額とは、総所得金額等（退職所得を除く）から特別控除額を引いた金額です。

条件3 主たる生計維持者の減少見込みの収入以外の令和元年の所得の合計が400万円以下である

条件1で非該当となる収入の所得と、その他の所得(利子所得、配当所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、退職所得)の合計で判定します。

非自発的失業者軽減制度について

企業の倒産や解雇などにより非自発的失業者となられた方への保険料の軽減制度です。離職日の時点で65才未満の方で、離職理由コードが以下の表の方が申請できます。

表2

	離職理由コード	理由(例)
特定受給資格者	11, 12, 21, 22, 31, 32	倒産・解雇などにより離職
特定理由離職者	23, 33, 34	雇止めなどによる離職

※ 特例受給資格者は除きます。